

記入例

令和 年 月 日

相続人代表者指定届

福生市長 あて

相続人代表者

住所 福生市本町5番地
 フリガナ フッサ ハコ
 氏名 福生 花子
 電話 042 (551) 1511

被相続人の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

被相続人	氏名	福生 太郎		
	住所	福生市本町5番地		
	死亡年月日	平成・令和 △△ 年 ○ 月 × 日		
相続人	氏名	被相続人との続柄	住所	法定相続分
	福生 花子	妻	福生市本町5番地	1/2
	福生 一郎	長男	福生市〇〇〇〇〇	1/6
	福生 二郎	次男	羽村市〇〇〇〇〇	1/6
	福生 三郎	三男	青梅市〇〇〇〇〇	1/6
	相続人代表者を含む、相続人の方全員（相続放棄の手続きをした方を除く）の氏名・続柄・住所を記入ください。			
	翌年の1月1日までに土地、家屋の相続登記が済んでいない場合、こちらに記入された相続人全員での共有資産となります。			

※相続人の欄には、相続人を含む相続人全員の氏名、続柄、住所を必ず自署で記入してください。

「相続人代表者指定届」の記入方法

1 相続人代表者指定届には相続放棄した方を除いて、全法定相続人が連名で自署で記入していただき、提出をお願いします。

2 相続人代表者の方は、今年度以降の納税や通知書等の受取人になっていただく方ですので、次のような範囲で代表者を選んでください。

(1) 被相続人の死亡時の住所と同一の住所を有する相続人

(2) 被相続人の事業を継承、継承すべき相続人

(3) 被相続人の同一市町村に住所、居所、事務所又は事業所を有する相続人

(4) その他特別の理由により、被相続人の税金の納付について、便宜を有すると認められる相続人

※なお、上記の範囲で代表者の方を選ぶことが難しい場合は、代表者となることのできる相続人の方を選んでくださるようお願いいたします。

3 翌年の1月1日までに相続登記がお済みでない場合、相続人代表者指定届の相続人欄を基に全相続人での納税義務が発生します。その際は相続人代表者の方に課税明細書、お支払いのできる納税通知書をお送りいたします。

《問合せ先》

福生市役所市民部課税課資産税係

電話 042-551-1614 (直通)